

東京都中小企業・小規模企業振興条例 について

平成31年2月12日

産 業 労 働 局

東京都中小企業・小規模企業振興条例

平成30年12月27日公布・施行

目的（第1条）

○中小企業振興にかかる**基本理念**を定め、都の責務や施策の**基本方針**、**関係者の役割**を明らかにし、施策を総合的に推進

定義（第2条）

○条例中の用語の意義を定義

基本理念（第3条）

- 中小企業振興の柱となる4つの考え方で構成
- 中小企業者の**自主的な努力**の促進
 - 中小企業の重要性**を踏まえた取組の推進
 - 行政と関係組織による連携**した取組の推進
 - 小規模企業振興**の促進

都の責務および施策の基本方針（第4条） ※会議で検討した第4条と第5条を1つの条文に整理

- 都の責務**を定めるとともに、中小企業の振興に向け、**重点的に取り組む施策分野**を列挙
- ①経営基盤の強化・事業承継の円滑化
 - ②創業の促進
 - ③販路開拓の促進
 - ④国際的視点に立った事業展開の促進
 - ⑤資金調達の円滑化
 - ⑥人材の確保・育成
 - ⑦働きやすい職場環境の整備の促進
 - ⑧新技術の開発・サービスの創出、知的財産の保護・活用の促進
 - ⑨地域特性等を生かした事業活動の促進

関係者の責務及び協力等（第5条～第11条）

○中小企業者の責務、中小企業関係団体・金融機関等・大企業者・大学等・都民の協力等を定める

中小企業者等の意見の反映（第12条）※追加した条文

都は、中小企業の振興に関する**施策を効果的に推進**するため、中小企業の振興に関する**施策の実施及び当該実施状況等の検証**に当たっては、中小企業者、中小企業関係団体等の**意見を聴き、実施に反映**するよう努めるものとする。

財政上の措置（第13条）

○中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。